

# 石川県公報

平成 23 年 12 月 14 日 (水曜日)

号外

(第 79 号)

## 目次

### 条例

石川県議会委員会条例の一部を改正する条例  
(議会事務局) 1

### 議会

石川県議会議規則の一部を改正する規則 1  
石川県議会事務局の組織等に関する規程の一部改正 2

## 条例

石川県議会委員会条例の一部を改正する条例を以下に公布する。

平成二十三年十一月十四日

石川県知事 谷本正憲

### 石川県条例第三十号

石川県議会委員会条例の一部を改正する条例

石川県議会委員会条例(昭和三十九年石川県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第一条の表に次のとおり加える。

予算委員会	四十二人	予算に関する事項
-------	------	----------

第一条の二第三項中「前条」を「第一条の二」に改め、同条を第一条の四とする。

第一条の二の次に次の二条を加える。

(予算委員会理事会の設置)

第一条の二 予算委員会の運営に関し必要な事項を協議するため、理事会を置く。

2 理事会は、予算委員会の委員長及び副委員長並びに議会運営委員会の委員で組織する。

3 前二項に定めるもののほか、理事会に関し必要な事項は、予算委員会が定める。

### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議会

石川県議会議規則の一部を改正する規則を以下に公布する。

平成二十三年十一月十四日

石川県議会議長 山田省悟

### 石川県議会規則第一号

石川県議会議規則の一部を改正する規則

石川県議会議規則(平成二十三年石川県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表予算特別委員会の項を削り、同表委員長会議の項中「特別委員会委員長及び予算特別委員会委員長」を「及び特別委員会委員長」に改め、同表に次のとおり加える。

予算委員会協議会	県政の課題、主要施策及び予算 に關し協議を行うこと。	予算委員会の委員 会長
----------	-------------------------------	----------------

## 附 則

以上の規則は、公布の日から施行する。

## 石川県議会事務局規程第 1 号

石川県議会事務局の組織等に関する規程（平成八年石川県議会事務局規程第 1 号）の一部を次のとおりに改正する。

平成二十二年十一月十四日

石川県議会議長 山 田 省 悟

第二条第一項の表議事課の項 2 から 5 までを次のとおりに改める。

2 会議録の調製に関するもの。

3 議会運営委員会に関するもの。

4 予算委員会に関するもの。

5 条例、規則等（議事に係るものに限る。）の制定及び改廃に関するもの。

第二条第一項の表企画調査課の項 3 中「常任委員会」の下に「(予算委員会を除く。)」を加える。

## 附 則

以上の規則は、公表の日から施行する。